

税を考える週間

毎年11月11日から17日まで、「税を考える週間」です。

●納期限内納付に

【協力ください】

令和4年度決算では、町税の収入は、一般会計の39.7%を占めており、町の最も主要な財源となっています。子育て支援や福祉施策などの町の事業を行うには、納税者の皆さんに税金の内容をご理解いただくとともに、納期限内納付が欠かせません。

●滞納してしまうと

納期限内に納付されない場合は、納期限までに納付された方との公平性や町税の財源確保のため、

ため、財産の差押えを行います。差し押さえた預金や生命保険、給与などは、現金に換え、滞納税金に充てることとなります。

●お困りの方はご相談ください

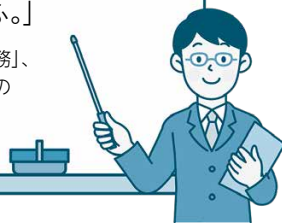
一時的に納付資金がないなど、納税にお困りの場合は、お早めに税務課にご連絡ください。個々の事情を詳しくお聞きし、町税を一時に納付することが困難な理由があると認められる場合には、納税の猶予制度をご案内します。

町税のことでご不明な点やお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

日本国憲法 第30条（納税の義務）

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

「納税の義務」は、「勤労の義務」、「教育の義務」とならんで、国民の三大義務の一つとされています。



町税はキャッシュレス納付が便利です

町民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税の納付は、スマホ決済アプリやインターネットバンキング、クレジットカードなどのキャッシュレス納付が可能です。納付

「おおいそ防災・行政ナビ（ライフビジョン）」でも、納期限をお知らせしています！



ダウンロードしてご利用ください。

書に記載されているeQR（二次元コード）やeL番号を利用して、24時間いつでもどこでも使える、便利なキャッシュレス納付をぜひご利用ください。

※キャッシュレス納付は、領収証書が発行されません。同じ納付書による二重納付にご注意ください。領収証書が必要な方は、金融機関窓口やコンビニエンスストア店頭で納付してください。

車検時に継続検査用納税証明書の提示は、原則不要です

軽自動車（二輪、四輪に限る）の軽自動車税（種別割）の納税状況の確認は、軽自動車税納付確認システム（軽JNKs）で、電子化されています。従来、車検時に提示していた「継続検査用納税証明書」は、原則不要です。

システムへの納付情報の反映には時間がかかりますので、納期限までに納付してください。



問 税務課

☎ 内線 246

「不法投棄をしない！させない！ゆるさない！」11月は不法投棄撲滅強化月間！

●不法投棄は犯罪です！

空き地や山間部などでは、電化製品などの不法投棄が後を絶ちません。

きれいな環境づくりには、皆さんの協力が必要です。

●自分の敷地に不法投棄！

ごみの処理は誰の責任？

土地建物の所有者または管理者は、不法投棄された場合、そのごみを自らの責任で処理しなければいけません。

●不法投棄の被害を受けた方にとって大きな負担に！

「大磯町美しいまちづくり条例」により、土地の所有者は不法投棄がされないように、土地の適正な管理に努めなければなりません。

空き地や山林などの所有者は、不法投棄がされにくい環境づくりのために、草刈りや柵の設置、看板の掲示等にご協力ください。

※不法投棄をしているところを目撃したら、すぐに警察に通報してください。

●「ポイ捨て」も不法投棄！

軽い気持ちから、空き缶やたばこの吸い殻を投げ捨てる行為も、不法投棄になります。

「大磯町美しいまちづくり条例」では、ポイ捨てを禁止しており、違反すると罰金が科される場合があります。

●不法投棄は海洋汚染につながります！

町は、神奈川県「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同しています。ペットボトルやレジ袋などのポイ捨てをしないことも、海洋汚染問題やマイクロプラスチック問題への対策としてとても大切なことです。



問 環境課

☎ (72) 4438